



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 1月16日金曜日 第1524号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則.....25

告 示

字の廃止（土居町）.....25
 医療機関の指定.....25
 指定医療機関の名称の変更.....26
 指定医療機関の廃止の届出.....26
 クリーニング業法による研修の指定.....26
 クリーニング業法による講習の指定.....26
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（7件）.....27
 大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....30
 町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....31
 村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....31
 同意の成立（漁獲共済）.....31
 基本測量の終了の通知.....31
 道路の区域変更（県道北条玉川線）.....31
 道路の供用開始（ " ）.....32
 道路の区域変更（県道広見吉田線）.....32
 道路の供用開始（ " ）.....32
 道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....32
 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....33
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....33
 開発行為に関する工事の完了.....33
 都市計画事業の事業計画の変更認可.....33
 道路の位置の指定（3件）.....33
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....34

公安委員会規則

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則.....34

公営企業告示

落札者等の告示.....34

雑 報

平成15年度行政書士試験合格者の公示について.....35

正 誤

平成15年12月19日付け第1519号外1別冊（政治団体等の収支報告書の要旨）中.....35

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第2号

愛媛県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県漁港管理条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「及び四類感染症」を「、四類感染症及び五類感染症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土居町長から次のとおり字を廃止する旨の届出があった。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大字畑野の区域内の小字を全部廃止する。

大字浦山の区域内の小字を全部廃止する。

大字上野の区域内にある地番のうち乙及び丙の付くものに係る小字は廃止する。

○愛媛県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
にしだ 歯 科	医療法人 にしだ 歯 科	喜多郡長浜町大字長浜 甲627番地	平成15年 12月 1日
旭川荘南愛媛病院	社会福祉法人 旭 川 荘	北宇和郡広見町永野市 1607番地	平成15年 12月 1日
広瀬クリニック	廣 瀬 正 典	今治市拜志 3 番 1 号	平成16年 1 月 1 日
ふじえだファミ リークリニック	医療法人周水舎 ふじえだファミ リークリニック	伊予三島市中曽根町下 秋則5074	平成15年 11月22日
港南歯科クリニ ック	医療法人 港南歯科クリニ ック	伊予市米湊1490番 1	平成15年 12月 1日
医療法人 かざはやくリニ ック	医療法人 かざはやくリニ ック	北条市中西内618番地	平成15年 12月 1日

○愛媛県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は 名称	所在地	変更年月日
旧	新			
医療法人社団久和会立花外科病院	医療法人社団久和会立花病院	医療法人社団久和会	新居浜市喜光地町一丁目13番29号	平成15年12月 1日

○愛媛県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所在地	廃止年月日
にしだ 歯科	西 田 唯 志	喜多郡長浜町大字長浜甲627番地	平成15年12月 1日

鳥 生 医 院	阿 部 定 則	今治市北鳥生町四丁目403 - 1	平成15年12月 1日
藤 枝 小 児 科	医療法人藤 枝 小 児 科	伊予三島市中央二丁目3番 8号	平成15年11月22日
港南歯科クリニック	医療法人港南歯科クリニック	伊予市米湊591番地	平成15年12月 1日
かざはやクリニック	土井内 純 治	北条市中西内618番地	平成15年12月 1日

○愛媛県告示第55号

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 研修の名称
クリーニング師研修
- 2 主催者
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 山 下 眞 臣
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成16年 2月29日（日）	松山市市坪西町551番地 愛媛県武道館

- 4 受講料
5,000円

○愛媛県告示第56号

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 8 条の 3 の規定により、次のとおりクリーニング所の業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 講習の名称
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 山 下 眞 臣
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成16年 2月29日（日）	松山市市坪西町551番地 愛媛県武道館

- 4 受講料
4,500円

○愛媛県告示第57号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年月日
フレッシュバリュー新居浜店	新居浜市寿町12番地70	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	平成15年 12月28日	平成15年 12月24日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から 午前0時30分まで	午前8時30分から 午前0時30分まで		
		駐車場の収容台数	170台	133台	平成16年 1月5日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第58号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年月日
バリュー市場東予店	東予市周布341番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年 12月28日	平成15年 12月24日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時40分から 午後10時まで	午前8時30分から 午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第59号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フレッシュバリュー今治本町店	今治市本町六丁目78番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時30分	午前9時	平成15年12月28日	平成15年12月24日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後10時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第60号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
洋服の青山 ダイソー & アオヤマ100円プラザ松山衣山店	松山市美沢一丁目67番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時	平成15年12月23日	平成15年12月22日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで		
フレッシュバリュー松山店	松山市高岡町297番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	平成15年12月28日	
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時まで	午前8時30分から午後10時30分まで		
マルナカ立花店	松山市中村五丁目42番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	平成16年2月23日	
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時40分から午後10時20分まで	午前8時40分から午後11時20分まで		

マルナカ高岡店	松山市高岡町97番 1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後11時
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時40分から 午後10時20分まで	午前 8 時40分から 午後11時20分まで
マルナカ清住店	松山市清住二丁目10 55番地 1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後11時
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時40分から 午後10時20分まで	午前 8 時40分から 午後11時20分まで

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第61号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フレッシュバリュー伊予店	伊予市下吾川929番 10外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前 9 時	平成15年 12月28日	平成15年 12月22日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時30分から 午前 0 時30分まで	午前 8 時30分から 午前 0 時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数	4 箇所	6 箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第62号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び

松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
マルナカ北条店	北条市下難波字御領田甲227番8外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	平成16年 2月23日	平成15年 12月22日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時40分から 午後10時20分まで	午前8時40分から 午後11時20分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第63号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フレッシュバリュー大洲店	大洲市若宮字ソウサン504番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	平成15年 12月28日	平成15年 12月22日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から 午後10時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで		
		駐車場の出入口の数	1か所	2か所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第64号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及

び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ホームセンターコーナン 松山三津浜店	松山市大可賀三丁目670番11外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	・来店車両が店舗に円滑に入・出庫するための対策を講じること。 ・店舗周辺地域における交通安全対策に配慮すること。

○愛媛県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、小田町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・桑原地区）の施行に平成16年1月7日同意した。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永田地区）の施行に平成16年1月7日同意した。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、保内町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・琴平地区）の施行に平成16年1月7日同意した。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第68号

美川村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・有枝中通地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称

○愛媛県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・有枝中通地区）計画書の写し
- 美川村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成16年 1月9日から2月16日まで
- 縦覧場所
美川村役場

○愛媛県告示第69号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区 域	区 分
宇和島区域（宇和島漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第70号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 作業種類
基本測量（精密測地網高度基準点測量）
- 作業期間
平成15年 7月1日から
平成15年10月10日まで
- 作業地域
宇和島市
北宇和郡日吉村、津島町
南宇和郡内海村

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	北条玉川線	北条市庄府字大佐古甲621番3から 同市庄府字北谷317番2まで	旧	メートル 5.5~11.5	キロメートル 0.043	
			新	5.5~15.4	0.041	

○愛媛県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	北条玉川線	北条市庄府字大佐古甲621番3から 同市庄府字北谷317番2まで	平成16年 1月16日

○愛媛県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	北宇和郡三間町大字金銅83番から 同大字30番1まで	旧	メートル 7.0~10.0	キロメートル 0.315	
			新	11.6~17.0	0.315	

○愛媛県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	北宇和郡三間町大字金銅83番から 同大字30番1まで	平成16年 1月16日

○愛媛県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町緑乙3519番から 同町緑乙1396番2まで	旧	メートル 5.2~9.8 11.5~15.0	キロメートル 1.300 1.232	
			新	11.5~15.0	1.232	

○愛媛県告示第76号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日
 - (1) 土地区画整理組合の名称
重信町田窪土地区画整理組合
 - (2) 事務所の所在地
重信町大字見奈良 530 番地 1（重信町役場内）
 - (3) 設立認可の年月日

平成13年 3月27日

- 2 変更認可の年月日
平成16年 1月16日

○愛媛県告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、野村都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15西局建（開）第26号 平成15年12月25日	西条市古川字中条甲148番40並びに同市古川字中條甲148番42	西条市喜多川77番地 三崎不動産開発商事 三 崎 和 美
15松局建（開）第25号 平成15年12月25日	温泉郡重信町大字田窪字水木1658番 5	温泉郡重信町大字田窪1658番地 2 渡 部 純
15松局伊土検（開）第39号 平成15年12月26日	伊予郡松前町大字北川原字大割754番 2	伊予郡松前町大字北川原707番地 川 本 初 子
15松局伊土検（開）第40号 平成15年12月26日	伊予郡松前町大字北川原字大割754番 3	伊予郡松前町大字北川原707番地 6 川 本 晋 也
15松局建（開）第26号 平成16年 1月 5日	温泉郡重信町大字樋口字横田甲258番	松山市畑寺四丁目 9 番44号 山 川 徹 山 川 る み
15松局伊土検（開）第41号 平成16年 1月 6日	伊予郡松前町大字恵久美字師匠田803番 5	伊予郡松前町大字浜887番地 3 城 戸 一 男 城 戸 晶 子
15松局伊土検（開）第42号 平成16年 1月 6日	伊予市下吾川字柳56番 3	伊予市下吾川2010番地 1 竹 田 文 代

○愛媛県告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業今治市・波方町公共下水道（波方町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間
昭和61年12月26日から
平成22年 3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分

なし

- (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第80号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
川之江市妻鳥町字葛ヶ内 899 番 9 及び 905 番 9 並びに 899番 9 地先水路及び 905 番 9 地先水路
- 2 申請人の住所氏名

川之江市川之江町2893番地 1
富士住宅産業株式会社
代表取締役 白石 豊信

3 図面省略

昭栄不動産商事
代表者 魚海 浩昭
3 図面省略

○愛媛県告示第81号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

八幡浜市大字大平 1 番耕地 794 番地 5

2 申請人の住所氏名

八幡浜市大字大平 1 番耕地 794 番地 2

宇都宮 康

八幡浜市大字大平 1 番耕地 794 番地 2

宇都宮 康子

八幡浜市八代一丁目 1 番 2 号

○愛媛県告示第82号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

東宇和郡宇和町大字加茂56番 1、57番、58番、58番 2、59番、60番 1、66番及び66番 2

2 申請人の住所氏名

東宇和郡宇和町大字坂戸 683 番地

有限会社宇都宮物産

代表取締役 宇都宮 貞男

3 図面省略

○愛媛県告示第83号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成16年 1月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 34号	松山市高井町765	相 原 政 明	松山市高井町765	平成15年12月15日
松第 74号	松山市末広町11番 3	大 西 レイ子	松山市末広町11番 3	平成15年12月15日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 2 号

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 1月16日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規

則の一部を改正する規則

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成 4 年愛媛県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号注 2 中「日本工業規格 B 列 5 番」を「日本工業規格 A 4」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第 1 号

次のとおり落札者を決定した。

平成16年 1月16日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
人工心肺システム 一式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成15年12月19日	株式会社カワニシ四国支店 愛媛県伊予郡砥部町重光241番地 3	63,472,500円	一般競争入札	平成15年11月 7 日
人工心肺システム 一式 (県立今治病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成15年12月19日	株式会社カワニシ四国支店 愛媛県伊予郡砥部町重光241番地 3	58,443,000円	一般競争入札	平成15年11月 7 日

人工心肺システム 一式 (県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管 理局総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目 4 番地 2	平成15年12月19日	株式会社カワニシ四 国支店 愛媛県伊予郡砥部町 重光241番地 3	48,300,000円	一般競争入札	平成15年11月 7日
--------------------------	--	-------------	--	-------------	--------	-------------

雑 報

○公 告

平成15年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

平成16年 1月16日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 池ノ内 祐 司

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
3810011	3810153	3810444	3810678
3810021	3810250	3810487	
3810031	3810311	3810507	
3810064	3810384	3810552	

正 誤

○正 誤

平成15年12月19日付け第1519号外 1 別冊（政治団体等の収支報告書の要旨）中

ページ	箇所	誤	正
113	右列上から 2 行目	伊予三島市	松山市

